

# 建設工事の前払制度の改正について

お お い 町

## 【改正の趣旨】

厳しい経済情勢の中、建設業者が工事に必要な労働力や資材等を円滑に確保できるように、建設工事の前払金等の取扱いを改正します。

## 【改正の概要】

### 1 前払金の支払限度額について

(改正前) 5, 0 0 0 万円

(改正後) 制限なし

### 2 中間前払金制度の導入について (詳細は別紙参照)

対 象 1 3 0 万円以上の建設工事

支 払 率 2 0 %

支払限度額 制限なし

3. 継続費または債務負担行為における前払金および中間前払金については、各年度の支払限度額に対して、各年度ごとに支払います。

## 【適用する日】

令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用します。

## 中間前払金の導入について

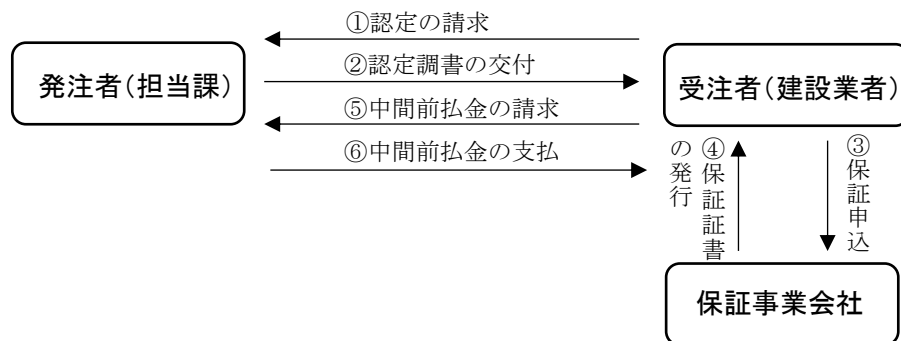
### ○メリット

- ・部分払の際の工事出来高検査などに伴う書類作成等の事務手続きが不要となる。
- ・資金調達が容易になり公共工事の適正な施工が確保される。

### ○対象となる工事

- ・請負金額が130万円以上で既に前払金を受けており、以下の条件をすべて満たしている建設工事。
  - (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
  - (3) 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

### ○事務手続の流れ



- ①受注者は、認定請求書(様式第1号)および工事履行報告書(様式第2号)、中間前払金用工事工程表(様式第3号)を発注者に提出する。
- ②発注者は要件を満たしていることを確認した後、認定調書(様式第4号)を受注者に交付する。
- ③受注者は、認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の手続きをする。
- ④保証事業会社が、受注者に対して中間前払金の保証証書を発行する。
- ⑤受注者は、保証証書を添えて中間前払金の請求をする。
- ⑥発注者は、中間前払金を受注者の前払金専用口座に振り込む。